

健 康 通 信

なくそう！受動喫煙



令和2年4月1日から、改正健康増進法が全面施行されました。

喫煙は、肺がんをはじめとする多くのがんや、循環器・呼吸器などの疾患にかかる危険を高めます。

喫煙者本人が吸い込む煙だけではなく、たばこから出る煙や喫煙者が吐き出す煙にも有害物質が含まれています。その煙を周囲の人々が吸ってしまうことを受動喫煙といいます。

法改正のポイント

今回の法改正のポイントは「望まない受動喫煙を防ぐこと」です。

令和2年4月の法改正により、受動喫煙を防ぐための取組みが、マナーからルールへと変わりました。

受動喫煙によって健康への影響を特に受けやすい子どもや持病を持つ人々などに配慮する必要があります。すでに令和元年7月から学校・病院・児童福祉施設・行政機関などで敷地内禁煙が実施されています。

多くの施設で屋内が原則禁煙

多くの人が利用する施設（飲食店、事業所、娯楽施設など）は原則屋内禁煙となります。施設の種類によっては、専用の喫煙室を設置する場合があります。



禁煙

20歳未満立ち入り禁止に
立ち入り禁止に
20歳未満の人は喫煙エリアへ
立場が逆転します。

20歳未満立ち入り禁止

喫煙室がある場合は、標識の掲示が義務付け

施設の中に喫煙室がある場合は、施設の出入口と喫煙室の出入口に標識（ステッカーやプレート）を掲示することが義務付けられます。

禁煙の店もしくは喫煙できる店を選択したいときなど、施設の標識を参考することができます。

喫煙者は、喫煙可能な場所かどうかを確認し、周りの人々に配慮することも大切です。

たばこをやめたい人は禁煙外来を利用しましょう

禁煙外来では、ニコチン切れのつらい症状を和らげる薬を処方してもらえるので、禁煙の成功率が高まります。一定の条件を満たせば、健康保険を使って治療を受けることができます。

問い合わせ
◆健康推進課
☎248-3511

～喫煙室の標識例～



喫煙可能室

施設の全部または一部に設置可

- 喫煙
- 飲食



加熱式たばこ専用喫煙室

- 施設の一部に設置可
- △喫煙（加熱式たばこに限定）
 - 飲食



喫煙専用室

- 施設の一部に設置可
- 喫煙
 - ×飲食